

## 様式第十五（第7条関係）

### 変更後の認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日  
令和3年4月2日
2. 変更後の認定新技術等実証実施者の名称  
変更なし
3. 変更後の認定新技術等実証計画の目標  
変更なし
4. 変更後の認定新技術等実証計画の内容
  - (1) 新技術等及び革新的事業活動の内容  
変更なし
  - (2) 生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法  
変更なし
  - (3) 法第2条第2項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法  
変更なし
5. 変更後の新技術等実証の実施期間及び実施場所  
(実施期間) サービス提供開始（2020年4月9日）から2022年3月31日まで  
(実施場所) インターネットを通じ、日本国内に居住する者を対象として実施する。  
なお、本システムを提供するウェブサーバーは、Frichの本店所在地内に設置される。